



つくばみらい市告示第39号

つくばみらい市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市障害者等日中一時支援事業実施要綱（平成19年つくばみらい市告示第56号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくばみらい市障がい者等日中一時支援事業実施要綱

第1条中「障害者等」を「障がい者等」に、「障害者及び障害児」を「障がい者及び障がい児」に改める。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第3条中「障害者福祉サービス事業所」を「障害福祉サービス事業所」に、「障害者等」を「障がい者等」に改める。

第4条各号列記以外の部分中「障害者」を「障がい者」に改め、同条ただし書を削り、同条第4号中「障害児」を「障がい児」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長が事業を利用する必要があると認めるときは、障害支援区分の認定を受けていない者であっても、認定を受けた障がい者等とみなすことができる。ただし、法第5条第10項に規定する施設入所支援の支給決定を受けた者は除く。

第5条中「障害者等日中一時支援事業利用申請書」を「障がい者等日中一時支援事業利用申請書」に、「障害者の障害」を「障がい者の障がい」に改める。

第6条中「障害者等日中一時支援事業利用承認（不承認）決定通知書」を「障がい者等日中一時支援事業利用承認（不承認）決定通知書」に、「障害者等日中一時支援事業利用決定者名簿」を「障がい者等日中一時支援事業利用決定者名簿」に改める。

第9条第1項中「障害者等日中一時支援事業変更（中止）届」を「障がい者等日中一時支援事業変更（中止）届」に改める。

第11条第1項中「障害者等日中一時支援事業費支払請求書」を「障がい者等日中一時支援事業費支払請求書」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 障がい者（18歳以上）

障害支援区分	支援時間	負担基準額	入浴加算
区分 6	4 時間未満	2, 2 3 0 円	4 0 0 円
	4 時間以上～8 時間未満	4, 4 5 0 円	
	8 時間以上	6, 6 8 0 円	
区分 5	4 時間未満	1, 8 9 0 円	
	4 時間以上～8 時間未満	3, 7 9 0 円	
	8 時間以上	5, 6 8 0 円	
区分 4	4 時間未満	1, 5 6 0 円	
	4 時間以上～8 時間未満	3, 1 2 0 円	
	8 時間以上	4, 6 8 0 円	
区分 3	4 時間未満	1, 4 1 0 円	
	4 時間以上～8 時間未満	2, 8 1 0 円	
	8 時間以上	4, 2 2 0 円	
区分 2	4 時間未満	1, 2 3 0 円	
	4 時間以上～8 時間未満	2, 4 5 0 円	
	8 時間以上	3, 6 8 0 円	
区分 1	4 時間未満	1, 2 3 0 円	
	4 時間以上～8 時間未満	2, 4 5 0 円	
	8 時間以上	3, 6 8 0 円	

2 障がい児（18歳未満）

障害支援区分	1 時間当たりの負担基準額	入浴加算
区分 3	9 5 0 円	4 0 0 円
区分 2	7 0 0 円	
区分 1	6 1 0 円	

3 重症心身障がい児・者

障害支援区分	1 時間当たりの負担基準額	入浴加算
重症心身障がい児・者	1, 5 0 0 円	4 0 0 円

備考

1 重症心身障がい児・者については、重症心身障がい児・者であって、かつ、医療的なケアが必要な障がい児・者で、日中一時支援を行う場合に限り対象とする。

2 30分以上は、1時間として算出する。

様式第1号から様式第3号、様式第5号及び様式第6号を次のように改める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。